

富士ヶ嶺バイオセンター  
管理運営業務の内容及び基準

令和 4 年

富 士 河 口 湖 町

# 富士ヶ嶺バイオセンター管理運営業務の内容及び基準

富士ヶ嶺バイオセンター（以下「施設」といいます）の管理運営の内容及び基準は以下のとおりとします。

## 1. 基本方針

当施設は、平成16年の開設以来、家畜排泄物の適正処理を積極的に推進し、富士ヶ嶺地区の環境保全と酪農産業の振興を目的に運営してきました。

今後は、さらに町内資源の循環サイクルの構築の促進を図り、富士河口湖町の振興に資するよう努めるものとします。

## 2. 運営基準

- (1) 公の施設として、地域住民の平等な利用を確保します。
- (2) 事業計画書等に基づき、適正な管理運営を行い、経費の節減に努めます。
- (3) 施設としての効用を最大限に発揮します。
- (4) 利用者等の意見を管理運営に反映させ、サービス向上に努めます。
- (5) 個人情報の保護、関係法令の遵守及び情報公開制度への対応を行います。
- (6) 利用者の安全確保に努めます。
- (7) 町や他の町有施設との連携を図りながら、効率的な管理運営を行います。

## 3. 施設の概要

別紙1「施設の概要」のとおり。

## 4. 各業務の内容及び基準

### (1) 施設運営に関する業務

#### ① 施設及び設備器具の利用の許可に関する業務

施設等の利用の許可に関する業務に当たっては、次の基準に基づき実施するものとします。

(業務内容)

ア) 富士ヶ嶺バイオセンター条例に基づく利用の許可。

イ) 富士ヶ嶺バイオセンター条例に基づく許可の取消。

(業務基準)

営業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、1月1日から1月3日、その他町長が休業日として必要と認める日を除いた日とします。営業時間は8：30～17：15とします。

- ② 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）のうちの固体の受け入れ及びその堆肥化に関する業務。
- ③ 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）のうちの液体の受け入れ及びその液肥化に関する業務。
- ④ 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）の収集運搬に関する業務。
- ⑤ 生産堆肥の運搬及び供給に関する業務。
- ⑥ 生産液肥の運搬及び供給に関する業務。

(2) 施設及び設備器具の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

(業務内容)

- ア) 家畜排泄物の施設への利用者別搬入量の把握。
- イ) 設備器具（車輛、備品等）の個別利用実績の把握。
- ウ) 利用者に対する利用料金額の周知。
- エ) 施設及び設備器具の使用に係る利用料金の徴収。

(3) 施設及び設備器具の維持管理に関する業務

(業務内容)

- ア) 施設の美化と健全かつ良好な維持保全を図る。
- イ) 消防用設備等の保守点検を行う。
- ウ) 外構及び駐車場等敷地内の清掃、除草を行う。

(4) サービス向上に関する業務

(業務内容)

- ア) 職員の研修の実施。
- イ) 接客及び非常時のマニュアルを作成し研修・訓練を実施。

(業務基準)

利用者の意見、要望を反映する。

(5) その他の業務

① 組織及び人員配置

(業務基準)

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置する。

② 収支及び管理状況の報告

各月の収支及び管理の状況について、翌月10日までに報告する。

③ 事業計画書及び報告書の提出

ア) 事業計画書の提出

各年12月末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、町に提出する。

イ) 事業報告書の提出

各年度終了後30日以内に以下の事項を記載した事業報告書を提出する。

- ・ 管理運営の体制
- ・ 保守管理業務の実施状況
- ・ 施設利用状況
- ・ 使用料等の収入状況
- ・ 経費の支出状況
- ・ その他

## 施設の概要

名 称	富士ヶ嶺バイオセンター
所在地	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1330番地
施設の設置年月	平成16年5月
施設の設置管理条例の名称	富士ヶ嶺バイオセンター条例
施設の設置目的	循環型農業を確立し、地域資源のリサイクルを構築することにより畜産経営に起因する環境汚染の防止、畜産経営の持続的発展並びに生活環境の改善及び活性化を図る。
施設が提供する主なサービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）のうちの固体の受け入れ及びその堆肥化に関する業務。</li> <li>2. 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）のうちの液体の受け入れ及びその液肥化に関する業務。</li> <li>3. 家畜排泄物（敷料や残飼を含む）の収集運搬に関する業務。</li> <li>4. 生産堆肥の運搬及び供給に関する業務。</li> <li>5. 生産液肥の運搬及び供給に関する業務。</li> </ol>
施設の概要	<p>【富士ヶ嶺バイオセンター】</p> <p>敷地面積 27,218㎡  延床面積 7,609.1㎡  強制発酵施設2棟、製品庫2棟、メタン発酵施設2棟、液肥貯留槽1棟、</p> <p>【場外貯留槽】×2箇所</p> <p>敷地面積 ①505㎡ ②482㎡  延床面積 ①505㎡ ②482㎡  液肥貯留槽各1棟</p>
施設の利用者数（R3年度）	18件
管理経費（R3年度決算額） （人件費を含む）	60,267,733円
管理・運営に係る人員 （R3年度実績）	5人
収入状況（R3年度決算額）	総収入 50,837,562円
料金体系	固体糞尿 処理料1,000円/t 液体糞尿 処理料1,500円/t
利用料金制の導入の有無	有
現在の管理状況	平成27年8月から、鷹取建材（株）へ管理委託している。

## 管理物件

## (1) 管理施設

- ・ 強制発酵堆肥化施設（1次・2次発酵施設、製品庫棟、袋詰め施設棟）
- ・ メタン発酵液肥化施設
- ・ 場外貯留槽施設

## (2) 管理物品

## 1) I種備品等

種 類	規格・型式	数量	備 考
ホイローダー	WA100-8	一台	コマツ甲信(株)前田製作所
〃	WA200-8	一台	〃
スラリー運搬車	TM120	一台	日本ニューホランド(株)
バキュームタンカー	10,000L	一台	〃
〃	8,000L	一台	〃
4トンダンプ	深煽り型	一台	東海日産ディーゼル(株)
コンテナ運搬車	アームロール式	一台	〃
コンテナ蓋つき		2基	〃
コンテナ蓋なし		5基	〃
フォークリフト	2tタイプ	一台	山梨いすゞ自動車(株)
堆肥袋詰め機		1基	

## 管理施設の修繕等の負担区分

項	目	町	指定管理者
施設の修繕（建物、設備）		30万円以上	30万円未満
備品	修繕	30万円以上	30万円未満
	更新	◎	○
	新規購入	◎	○
事故や災害等による施設等の修繕		事案により協議	
町有施設の火災保険加入		◎	
施設利用者の被災に対する賠償責任		事案により協議	
利用者に係る損害賠償保険の加入			◎

※ ◎は主たる責任を、○は事案により責任を負うもの。

※ 金額には消費税及び地方消費税を含む。

- ① 当該施設において、指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる施設（建物、機械設備、備品等）の毀損・滅失があった場合には、金額の多寡にかかわらず指定管理者が弁償の責を負う。
- ② 引渡し前の修繕及び引渡し後の30万円以上の修繕については、指定管理者と協議のうえ町が必要性を判断する。  
なお、施設のサービス内容に影響を及ぼさないと判断する場合は、修繕を見合わせることもある。
- ③ 施設内の備品（町所有）の更新及び新規購入の必要性については、町が判断する。

## リスク分担表

種類	内容	負担者	
		町	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	双方の協議とする。	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する施設利用者からの苦情・要望・訴訟等への対応		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民からの苦情・要望・訴訟等への対応	○	
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
町の行政運営上の事業変更	行政運営上の理由から、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
取り交わし書類の記載誤り	仕様書等町が作成した書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が作成した書類内容の誤りによるもの		○
施設及び設備等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによる損傷		○
	経年劣化によるもの（極めて小規模な損傷）		○
	〃（上記の規模以外の損傷）	○	
	第三者によるもので、その相手方が特定できないもの（極めて小規模な損傷）		○
	第三者によるもので、その相手方が特定できないもの（上記の規模以外の損傷）	○	
	不可抗力（自然災害、争乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由）による施設、設備の修復経費負担	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによる損傷		○
	第三者によるもので、その相手方が特定できないもの（極めて小規模な損傷）		○
	第三者によるもので、その相手方が特定できないもの（上記の規模以外の損傷）	○	
	不可抗力（自然災害、争乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由）によるもの	○	